

申請期間：令和8年6月1日～11月30日

大地震に備えて！

ガラス飛散防止フィルムの設置を補助します！



南区マスコットキャラクター
みなっち

南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭（高齢者世帯等）に、ガラス飛散防止フィルムの設置補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、窓ガラスの飛散によるけがの防止や、迅速な避難行動につながりますので、ぜひご活用ください。

◆事業の対象

同居している家族全員が、下記の①～⑦のいずれかに当てはまる世帯（先着 20 世帯）

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下

※①～⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。

※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みが出来ません。

◆注意事項

ガラスフィルムの設置は、区役所が業者に依頼して行います。ご自身で用意したフィルムの設置や、申請前に、ご自身でガラスフィルム設置業者に施工を依頼した場合は補助の対象とはなりません。

◆補助内容

○フィルムの設置費用（単価 7,000 円/㎡（フィルム代込））に対し、設置面積 5㎡分まで補助します。

○補助率は設置費用の 2/3（補助上限 23,400 円）です。

【基準表】

| | |
|-------|--------------|
| 設置費用 | 35,000 円（5㎡） |
| 補助率 | 2/3 |
| 補助金額 | 23,400 円 |
| 自己負担額 | 11,600 円 |

◆例：設置面積 7㎡の場合は、5㎡が補助対象です。

→49,000 円（設置費用）－23,400 円（補助金額（上限））＝25,600 円（自己負担額）

裏面あり

◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、③必要な添付書類と併せて、南区役所総務課（6階66番窓口）へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。

※申請書をご希望の方は、南区役所総務課防災担当までお問い合わせいただくか、
ホームページからダウンロードしてお使いください。

・ホームページはこちらから

○「横浜市南区 ガラス飛散防止フィルム」で検索

○2次元コード



添付書類（例）

65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知等を添付してください。

◆申請先

まずは、お電話でお気軽にお問い合わせください。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当(6階66番窓口)

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】～地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう！～

備えは十分ですか？

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう！



家の安全対策

- 家の耐震性に問題はない
- 家具の転倒防止対策をしている
- ドアの前や廊下など避難路にはものを置かないようにしている
- 窓や食器棚などのガラスの飛散防止対策をしている
- 感震ブレーカーなど、出火防止の対策をしている



家族で話し合う

- 災害時の連絡先・連絡方法を確認している
- 近くの避難場所(家族の集合場所)を確認している
- ハザードマップで家の周辺の危険箇所、避難ルートなどを確認している



隣近所で助け合う関係を

- 日頃からコミュニケーションをとるなど顔の見える関係をつくっている
- 自治会町内会などの防災訓練へ参加している



備蓄品の点検

(備蓄する量の目安は最低3日分)

- 飲料水 (1人3日分で9L)
- 食料(インスタント食品、缶詰など)
- トイレバック (1人3日分で15個)